

NPO法人ひのくにスマイルプロジェクト

倫理規程（行動基準）

NPO法人ひのくにスマイルプロジェクト（以下、当法人という。）は、その設立の趣意に基づき、安心できる居場所づくり、子育て支援、食支援、コミュニティの形成を目的として、一貫した社会貢献活動を続けてきた。

当法人は、厳正な倫理に則り、公正かつ適正な事業活動を行うための自主的な行動基準として、以下の倫理規程（行動基準）を制定し、その遵守と実践を行うものである。

当法人のすべての理事並びに会員は、その社会的使命と役割を自覚し、この規程の理念が具体的な行動と意思決定に活かされるよう不断の努力と自己規律に努めなければならない。

（組織の使命及び社会的責任）

第1条 当法人は、その設立目的に従い、広く社会に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営に当たらなければならない。

（社会的信用の維持）

第2条 当法人は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。また、社会一般からの理解を得るための努力を行い、市民社会の一員としての地位を獲得し、それを保持しなければならない。

（法令等の遵守）

第3条 当法人は、関連法令及びこの法人の定款、倫理規程（行動基準）、その他の規程・内規を厳格に遵守し、社会的規範に悖ることなく、適正に事業を運営しなければならない。

（私的利益の禁止）

第4条 当法人の理事・会員は、社会貢献活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

(利益相反の防止及び開示)

第5条 当法人の理事・会員は、その職務の執行に際し、当法人と利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示を行うとともに、当法人が定める所定の手続に従わなければならない。

(情報開示及び説明責任)

第6条 当法人は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、基金拠出者、会員、寄附者をはじめとして社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人の権利の尊重)

第7条 当法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重に十分配慮しなければならない。

(研 鑽)

第8条 当法人の理事・会員は、当法人目的事業活動の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(規程遵守の確保)

第9条 当法人は、必要あるときは、理事会にて、この規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保しなければならない。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

1 この規程は、この法人の成立の日から施行する。